

# 平成12年第4回教育委員会記録

平成12年2月22日(火)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

<b>日</b>	<b>時</b>	平成12年2月22日(火)午前10時00分～午前11時50分								
<b>場</b>	<b>所</b>	教育委員会室								
<b>出席委員</b>	委員長	舟	生	清	委員長	大	門	哲		
	職務代理者									
	委員	鬼	丸	か	お	丸	田	頼	一	
	委員									
<b>欠席委員</b>	(なし)									
<b>出席説明員</b>	教育長	與	川	幸	男	学校教育部長	栗	田	和	雄
	庶務課長	伊	藤	重	夫	学務課長	和	田	義	広
	施設課長	横	山	薫		社会教育部長	辻			武
	指導室長	石	倉	敏	雄	社会体育課長	荒	井	健	一
	振興課長	木	下	勝		中央図書館長	古	川	正	司
	社会教育 センター所長	土	佐	和	男	中央図書館 次長	赤	井	則	夫
<b>事務局職員</b>	庶務課係長	伏	見	博		振興課係長	若	林		茂
	法規主査	能	任	敏	幸	担当書記	後	藤	行	雄
<b>傍聴者数</b>	0名									

### 会議に付した事件

議案第16号 杉並区教育委員会の組織改正について……可決

議案第17号 杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……可決

議案第18号 杉並区立健康学園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……可決

決

議案第21号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の

一部を改正する規則……可決

議案第22号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則……可決

議案第23号 杉並区体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則……可決

議案第24号 杉並区青年学級に関する規則を廃止する規則……可決

議案第19号 教育財産の用途廃止について……可決

議案第25号 平成12年度杉並区教育委員会……可決

**議案第20号 杉並区登録文化財および指定文化財の登録並びに指定について……可決**

**報告案件 1 平成11年度杉並区立学校文化栄誉顕彰受賞者の決定について**

**2 平成12年度学級編成暫定同意の協議について**

**3 教育委員会後援等名義使用承認について**

**4 平成11年度郷土博物館特別展について**

**5 第20期杉並区体育指導委員内定者について**

**委員長** 平成12年度第4回杉並区教育委員会定例会を開会いたします。今日は議案が10本、報告案件が5件ございます。本日の署名委員に大門職務代理者を指名いたします。

それでは日程第1、議案第16号「杉並区教育委員会の組織改正」についてお願いします。

**庶務課長** ただいま上程になりました議案第16号「杉並区教育委員会の組織改正」につきまして、ご説明申し上げます。今般の組織改正ですが、新たな教育行政課題への対応や、学校教育と社会教育との連携を、より円滑かつ密接に行うために、部制を廃止いたしまして次長制とするなどの改正を行うものです。

それでは、議案を朗読いたします。議案第16号、杉並区教育委員会の組織改正について、右の議案を提出する。平成12年2月22日、提出者、杉並区教育委員会教育長、與川幸男。杉並区教育委員会の組織改正について、杉並区教育委員会の組織を次のように改正する。平成12年4月1日付。

改正内容につきましては、組織の現行と改正後の対照表がございますので、そちらのほうでご説明を申し上げます。現行ですが、学校教育部、社会教育部という形で、現在二部制をとっているところですが、それを廃止いたしまして、新たに次長を設けるものです。それと、そのもとに副参事。これは特命事項担当ということで、今般設置を予定していません。仮称ですが「杉並区の教育を考える懇談会」、そちらのほうの事務局並びに課題事項等の連絡調整、そういったことに対応していくための副参事ということです。

それから、課長級にまいります。現在社会教育部のほうで振興課と社会体育課、社会教育センターという形になっているわけですが、振興課と社会体育課を一本化いたしまして、新しく社会教育スポーツ課という形で統合をするものです。

係長級の関係ですが、学務課に心身障害教育主査ということで、これは主に障害児の就学相談の担当ということです。現在までは就学奨励係のほうで対応しておったわけですが、他区の状況等を踏まえまして、係長級職員を配置いたしまして、より就学相談の充実を図っていくというものです。

それから指導室ですが、こちらのほうにつきましては従来の指導主事に加えまして、新指導主事ということで区費の指導主事が1名配置になりますので、その関係が記載されています。

それと、社会教育スポーツ課のほうの関係ですが、現在社会教育センターにおります社会教育主事2名、こちらを社会教育スポーツ課のほうに持ってくるということです。

それから社会教育センターですが、現在、管理係、事業係という形で、係制をとってございますが、こちらのほうにつきましても、事業の一部を文化交流協会、そちらのほうに

移管等をする関係上、係制を廃止いたしまして、社会教育センターのほうも次長制という形に変更をするものです。

また、前にお戻りください。提案理由です。新たな教育行政課題への対応のため、教育委員会の組織を改編する必要がある。以上です。よろしく、ご審議をお願いします。

**委員長** だいぶ大きな改正のようです。ご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

**大門職務代理者** 区費の指導主事というのはプラス1ですか。

**庶務課長** いえ、人数的には現在と同じ5名になるのですが、いままでの都から来ております指導主事が1名引き上げになりまして、その後に区の固有の指導主事ということで1名配置するものです。

**教育長** 心身障害教育主査というのは、新たにですか。四角く困ってあって、改正で「新」になっていますけれど。

**庶務課長** はい、新しくできるポストです。

**教育長** ということは、1名配置。

**丸田委員** トータルの定員は、旧と新で同じですか。

**庶務課長** 大変失礼いたしました。まだ確定しているわけではございませんけれど、いまの計画の段階では、全体で2名の減ということで、部長級がマイナス1、係長級がマイナス2、一般職員がプラス1ということで、トータルでマイナス2という状況になるかと思えます。

**丸田委員** どうも、ありがとうございました。

**委員長** 他にございませんか。では、その件はお認めいただきました。

日程第2に移ります。議案第17号「杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

**庶務課長** ただいま上程になりました議案第17号「杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。今般、改築になりました高円寺体育館、小体育室の設置。また、上井草運動場、庭球場の照明設備の使用料の設定等を行うため、本議案を提出するものです。

それでは、議案を朗読いたします。議案第17号、杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則。右の議案を提出する。平成12年2月22日、提出者、杉並区教育委員会教育長、與川幸男。「杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」。杉並区体育施設等に関する条例施行規則(昭和38年、杉並区教育委員会規則第1号)

の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表のほうをお開きいただきたいと存じます。上段が新規則、下段が旧規則です。まず別表第2（第4条関係）ですけれど、庭球場のところですか。こちらのほうにつきましては、上井草運動場、4面（夜間照明付）ということで、従来、上井草運動場につきましては午前9時から午後5時までという開場時間でしたけれど、夜間照明ということでして、開場時間が午後9時までに延長と申しますか、変更をするものです。

それから同じく、そのページの体育館の欄ですが、高円寺体育館です。旧規則では、貸出の使用区分が3分の1面となっていたんですが、こちらのほうを4分の1面に変更するものです。

それから、その次ですが、小体育室。こちらのほうにつきましては、新しく高円寺体育館を追加するものです。

それから別表第4（第7条関係）ですが、こちらのほうの庭球場、こちらのほうにつきまして上井草運動場を加えるということです。

別表第5（第7条関係）。こちらのほうも同様、上井草運動場を加えるというものです。

それでは、附則のほうにお戻りいただきたいと存じます。附則、この規則は平成12年3月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中、上井草運動場に係る部分、別表第4の改正規定及び別表第5の改正規定は、同年4月1日から施行する。提案理由。高円寺体育館の改築に伴う小体育室の設置、上井草運動場の庭球場に係る照明設備使用料の設定及び開場時間の変更をする等のため、規定を整備する必要がある。以上です。よろしく、ご審議をお願いします。

**委員長** ありがとうございます。ご意見、ご質問等はございませんか。

**丸田委員** これ、そのものはいいいのですが、今後の問題で、もう戦後何十年経っている。例えば、庭球場という言葉があるでしょう。やはり言葉を、いろいろと変えていったほうが。例えば建設省の都市公園法というのは、全部見直して、変えてしまっているのです。だから、いま皆さんが使っているような用語に変えていくというか。カタカナもいいのだから。

それから先ほどのところに、例えば社会体育課というのが社会教育スポーツ課というように、スポーツという言葉を使ってくるわけでしょう。特に社会教育関係は、なってくるんですよね。だから、体育という言葉をもどのように使うのか、ということが、学校教育のほうでも以前ずいぶん問題になったらしいですけれど。やはりスポーツではなくて、体育

なのだという。それで、体協もあるし、というので体育というのを優先させているのですけれど、スポーツという言葉も普及させるのにはいいと思うんですよね。区民にフィットさせるのに。だから、あえて杉並では、言葉の問題だけれど、体育ではなくてスポーツという言葉を使って、普及につとめるとかね。スポーツ・フォー・オールというのは、もう1つの慣用語になっていますから、みんなのためのスポーツとね。1度、見直したらいいと思うんです。

**庶務課長** 検討させていただきたいと思います。

**委員長** 教育委員会の中だけでも、なかなか難しい問題もあるのだろうけれどね。区全体としての何か、よくここで話が出て、区としてそういう言葉を使っているとか何とかということをよく聞くから。

だけど委員会としては、やはりいま言われたような趣旨で、庶民にもごく平易にわかる、ストレートに入っていきような、あまり四角張ったではなくて、ということだろうと思いますが、検討してください。

それから、テニスコートは夜間照明が可能になったわけですよね。これの建設途上で、野球場が建設される頃、やはりサラリーマンなどが多い杉並という地域なのだから、野球場も夜間照明の松ノ木のようにして、開放の機会を多くしたらどうだろうということ、ここでも話し合ったことがあるんですよね。そしたら、近隣住民の反対で、ということで、それが実現しないのだという前の担当者の話があったわけだけれど、そういう経緯を考えると、今度はテニスコートはオーケーということは、これは近隣住民の賛成も得たということなのではないでしょうか。

**振興課長** テニスコートは北側が三菱信託の運動場ですので、近隣住民のお宅からちょっと離れているというようなこともございました。

だいぶ、そのテニスコートでも、離れていてもうるさいというお話やいろいろご意見はありましたけれど。

**委員長** テニスコートでも、駄目だという意見もあったのですね。

**振興課長** はい。ただ、それは最終的に納得していただいたのですが。それと、なおかつ照明もできるだけ周りに拡散しないように、下に向けて照明をするといったような配慮もしております。

**委員長** そういうことで納得してくれたと。

**振興課長** はい。

**教育長** 野球場の照明設備は。

**振興課長** 野球場は強い反対があったというのが1つです。

**委員長** わかりました。

**教育長** あと、先ほどの丸田委員のお話にもありましたが、「庭球場」とここに書いてありますよね。ただ、実際に上井草の運動場へ行くと、例えば何々はどこですという表示があるとすると、そこではテニスコートという表現ですか。木下課長も、いま「テニスコート」とおっしゃいましたけれど。

**社会体育課長** 確認していないのですが、たぶんそうなっていると思います。「庭球場」とはなっていないと思います。

**教育長** そうであれば、なおさら実態に即した用語でいいのでしょうね。まあ、今回はいいと思いますけれど。

**学校教育部長** 名称の関係になりますが、条例とも関係がありますので、区教委だけのことで十分調整をとったということで、ご検討させていただきたいと思います。

**丸田委員** 全部替えるのにもお金がかかるしね。駅の名前と同じで、なかなか難しいのでは。

**委員長** 難しいことが多いですよ。学校の名前だとか、そういうおかしいと思うところがいっぱいなのだから。

**鬼丸委員** 小さいことですが、高円寺体育館が3分の1面から4分の1面になるというのは、これは何か原因があるのですか。

**振興課長** 面積が広がって、割りやすくなったということです。

**鬼丸委員** そうということですか。はい、わかりました。

**委員長** よろしゅうございますか。それでは、議案第17号をお認めいただいたものとして、次に移ります。日程第3、議案第18号「杉並区立健康学園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

**庶務課長** ただいま上程になりました議案第18号「杉並区立健康学園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。入園申込書等の様式の用語の整備等を行うため、本議案を提出するものです。

それでは、議案を朗読いたします。議案第18号、杉並区立健康学園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則。右の議案を提出する。平成12年2月22日、提出者、杉並区教育委員会教育長、與川幸男。杉並区立健康学園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則。杉並区立健康学園の管理運営に関する規則(昭和49年杉並区教育委員会規則第9号)の一部を、次のように改正する。改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

ますので、そちらのほうをご覧いただきたいと存じます。上段が新規則、下段が旧規則です。まず、第9条のところですが、旧規則では「賄料」という形で、「賄料は日額910円とする」という形で規定をしていますが、今般、こちらのほうを健康学園条例の文言に合わせて、「賄費」という形に変更をするものです。したがって、第9条のところは「賄費は日額910円とする」ということで、以降、全て「賄料」を「賄費」という形に変更していること。それと第10条の旧規則で、「保護者が次の各号の1に」というところを、「次の各号のいずれかに」という形で、文言を変更しているものです。

次のページですが、こちらのほうは様式の中の文言の整理、変更です。まず、第1号様式ですけれど、こちらのほうにつきましては表題のところは「杉並区立健康学園」となっていますが、そちらのほうに「杉並区立南伊豆健康学園」ということで、「南伊豆」という文言を挿入するものです。したがって、本文のほうでも「上記のものを杉並区立南伊豆健康学園」ということで、「南伊豆」という文言を入れたこと。それと、あとは細かいお話で恐縮なのですが、次の行の「なお、入園の上は」というところで、ひらがなを漢字に替えているところ。それから、いちばん最後の「杉並区教育委員会殿」を「杉並区教育委員会あて」に替えているというものです。

第2号様式につきましても、表題の部分に「南伊豆」というものを入れるということと、あと「教育委員会殿」を「教育委員会あて」に替えているということ。

それから、第3号様式につきましては、やはり同じように表題を「南伊豆」という形で挿入していること。それと、先ほどの改正の関係で「賄料」を「賄費」に変更して、それから「免除をお願いします」という文言を「免除を申請します」という形で変更させていただいています。

それと、下段のほうになりますけれど、旧規則のほうで「生活扶助・教育扶助の有無」という文言を使っていますが、こちらのほうを「生活保護の受給の有無」という形に替えさせていただいています。それと、同じように「教育委員会殿」を「教育委員会あて」。それから、いちばん下段ですが「在籍学校長の意見」というところを、「園長の意見」という形に替えさせていただいております。したがってその後も「杉並区立南伊豆健康学園長」という表示にしているものです。

それと合わせて、その様式の関係ですが、いままではどこの条文の関係の用紙かということが定めていませんでしたので、今般、第1号様式につきましては第4条関係、第2号様式につきましては第7条関係、第3号様式につきましては第10条関係ということで、それぞれどの条文の用紙かということをはっきりと明らかにするように変更したものです。

それでは、附則のほうにお戻りいただきたいと存じます。附則、この規則を平成12年4月1日から施行する。この規則による改正前の杉並区立健康学園の管理運営に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。提案理由、様式における用語の整理等のため規定を整備する必要がある。以上です。よろしく、ご審議をお願いします。

**委員長** 主として文言の整理、統一というようなことですが、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

**大門職務代理人** 生活扶助を受けなくて、教育扶助だけを受けている人がいますね。そうすると、これをとったということは、教育扶助は関係ないということですか。教育扶助のほうは、生活扶助を受けなくても、には至らないけれど、教育扶助だけを受けるという人は不利になったりするのですか。

**庶務課長** いえ、そういうことはございません。

**学務課長** 取扱いは同じです。

**大門職務代理人** 書かないということだけですね。

**委員長** 他にございませんか。

**鬼丸委員** 非常につまらないことなのですが、「入園の上は」の「上」という字を漢字にした理由は何ですか。

**庶務課長** 他の条例規則等も全てこういう取扱いをしているということで、そちらのほうに、今般、合わせたということですよ。

**鬼丸委員** 行政文書の場合など、字の使い方は国で決めているのがありますよね。そのときは、ひらがなではなかったですか。漢字でしたっけ。

**庶務課長** 現在、先ほど申しましたとおり、こういう形で漢字に変更していくということで、改正の都度、文言の整理ということで、こういう形で漢字に訂正させていただいているというのが、いまの整備の考え方になっております。

**鬼丸委員** うる覚えですけど、行政文書の文字の使い方を決めたあれによると、条件のときは、何々のときはとか、うへはというときは、ひらがなで書くという規定だったように思うんですけど。これは特に今日、どうということはないんですけども、何かあったら調べておいていただけると。

**委員長** 研究課題としておいて。

**鬼丸委員** ええ、特にこだわりませんけれど。

**委員長** 健康学園の話からそれるかもしれないのですが、健康学園の存立そのものがちま

たの噂に上がっているとき、あえてこういう。「あえて」という言葉でもないけれど、普通のだったからこうすると言えればそれっきりなんだけれど、情熱を傾けてこういう規則の改正に踏み切るということは、何か存立とこれとの関係というのは、特には何も無いということなんだね。

**庶務課長** 特段、そういう意図を持ってやっているわけではございません。

**委員長** 意図は全然ないわけですね。

**庶務課長** ええ。あくまでも、これは改正が必要ということで、今回お願いをしているものです。

**委員長** はい、わかりました。他にございませんか。それでは、お認めいただいたことにいたします。

第19号、第20号は後にいたしまして、日程第4、議案第21号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

**庶務課長** ただいま上程になりました議案第21号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。地方分権一括法並びに都区制度改革に伴います地教行法の改正によりまして、東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例が制定されたことに伴い、教育長への委任事務を変更するなどの規定整備を図るため、本議案を提出するものです。

それでは、議案を朗読いたします。議案第21号、杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則。右の議案を提出する。平成12年2月22日、提出者、杉並区教育委員会教育長、與川幸男。杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則。杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和44年杉並区教育委員会規則第8号）の一部を、次のように改正する。改正内容につきましては新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表のほうをご覧くださいと存じます。上段が新規則、下段が旧規則です。

まず第1条の関係ですが、こちらのほうにつきましては地教行法をその後も使用する等の関係で、「以下、『地教行法』と言う」という文言を入れたこと。それと、後のほうに杉並区教育委員会教育長、こちらのほうも「（以下、教育長という）」という形で定めを入れたものです。

第2条の委任事務、こちらの関係ですが、新規則で掲げられています15項目があるわけ

ですが、こちらのほうにつきましては全て東京都の特例条例の内容となっているものです。

先ほどご説明申し上げましたとおり、これまで東京都教育委員会からの委任規則に基づきまして、これらの事務につきまして私どものほうが執行していたわけですが、今般、地方分権一括法等の関係で、機関委任事務等が廃止されたということで、それに代わる措置といたしまして、都道府県が特例で条例を定めることによりまして、従来都道府県の機関委任事務として行っていた事務を、条例に基づく委任事務という形に変更をすることができるということになっていきますので、それに伴います規則改正ということなのです。

内容的には、ほとんど差はございませんが、一部旧規則の中で規定しているものが東京都の委任規則から外れまして、区の固有の事務になるというものがいくつかございます。そちらのほうにつきましては、簡単にご説明をさせていただきます。まず旧規則のほうですけど、第2条の第1号の、いちばん後の部分です。区立学校職員の正規の勤務時間の割振り、週休日の指定まではそのとおりですが、その下の週休日の変更に関する事、こちらの部分につきましては区の事務になっています。

同じく第3号、宿日直勤務及び超過勤務の命令に関する事。それから第5号、こちらも全てでございます。休日勤務の命令及び代休日の指定に関する事。第6号も全く同様です。年次有給休暇及び病気休暇の承認に関する事。次のページ、第7号、こちらのほうもそのままです。特別休暇及び介護休暇の承認に関する事。第8号、こちらのほうにつきましては、育児休業まではそのまま、部分休業の承認に関する事、こちらのほうが区の事務ということなのです。第10号ですが、こちらのほうは出張命令、旅行許可、赴任延期及び欠勤届、その他の届の処理に関する事、そこまでが区の事務です。

第11号のほうですが、こちらのほうにつきましては初任者研修の研修命令に関する事、こちらが区の事務になります。第12号、これはそのまま全てです。区立学校において指導教員を命ずること。第13号ですけども、こちらのほうもそのままです。兼職、または事業等の従事の承認に関する事。跳びまして第16号、区立学校の事務引継に関する事。あと、以下第17号から第25号までは全て区の事務という形になります。第29号、第30号も同様です。

その他、新たに今度加わってくるものですけど、新規のほうの第5号、児童手当法第17条第1項の規定により、読み替えて適用される同法第2章の規定及び同法附則第6条の規定、並びに同法施行のための東京都規則に基づく児童手当の認定及び支給、これが新しく来るものです。

それから第10号の「イ」、給与負担法第1条及び教特法第19条第2項の規定による英語

担当教員の海外派遣研修の旅費及び研修費用の支給。それから第12号、教育公務員特例法及び地方教育行政の組織運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第2条の規定による幼稚園の新規採用教員研修の実施。同じく第13号ですけれど、教科書の発行に関する臨時措置法第5条第1項の規定による教科書展示会の開催に係る会場の維持管理、こういったものが新たに加わってきているというものです。

それでは、附則のほうにお戻りいただきたいと存じます。附則、この規則は平成12年4月1日から施行する。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例が制定されたことに伴い、教育長への委任事務を変更する等、規定を整備する必要がある。以上です。よろしく、ご審議をお願いします。

**委員長** ありがとうございます。ご質問、ご意見等はございますか。

**庶務課長** すみません、1つ説明が漏れました。大変申し訳ございません。4ページの新旧対照表ですけれど、旧規則のほうで、第3条の第4号で青少年育成委員会との連絡に関する事項という規定がございますが、こちらのほうにつきましては今回削除ということでお願いをしたところです。大変、失礼いたしました。

**委員長** 特にございませんか。それでは、この件は承認いただいたことにいたしまして、次に移ります。日程第5、議案第22号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程します。

**庶務課長** ただいま上程になりました議案第22号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。都区制度改革に伴う地教行法第59条の廃止及び民法の一部が改正されましたことに伴いまして、教育課程の編成等にかかる規定の整備等を行うため、本議案を提出するものです。

それでは、議案を朗読いたします。議案第22号、杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則。右の議案を提出する。平成12年2月22日、提出者、杉並区教育委員会教育長、與川幸男。杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則。杉並区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年杉並区教育委員会規則第14号）の一部を、次のように改正する。改正内容につきましては新旧対照表でご説明申し上げますので、こちらのほうをご覧くださいと存じます。上段が新規則、下段が旧規則です。新規則のほうです。第11条の4ということで、教育課程の編成。その後、第11条の5、教育課程編成の基準。その後、第11条の6、教育課程の届け出ということで、先ほど申し上げましたとおり、地教行法の改正、第59条の廃止等に伴いまして、教育課程の編成、あるいは編成基

準、届け出、こちらのほうの事務が区の事務という形になりますので、それに関する規定の整備を図るものです。

それから第14条の関係ですけれど、こちらのほうは旧条例が「学習指導要領及び東京都教育委員会が定める基準」となっていますが、今般の改正に伴いまして、「第11条の5により編成する教育課程に」という形に変更をするものです。

次のページですけれど、こちらのほうは民法の改正に伴うものです。旧規則のほうは「保護者(当該幼児に対して親権を行う者。親権を行う者のないときは、後見人をいう)」という形になっていますが、今般の民法の改正に伴いまして、この「後見人」のところを「未成年後見人」という形に変更をするものです。

それから第33条のところですが、旧規則では第11条の3、第13条という形に繋がっているわけですが、新規則のほうでは第11条の2から第11条の6までという形に変更をするものです。

次に様式の関係ですけれど、第1号様式、こちらのほうにつきましては「教育委員会殿」を「教育委員会あて」に変更するものです。

次のページです。第2号様式、こちらのほうにつきましては、旧規則のほうでは「(保護者)何々殿」となっていますが、そちらのほうを「(保護者)何々様」という形に替えること。それから、「平成」という形で年号が入っていますが、この年号を削除していません。

第3号様式につきましては、同様に「杉並区教育委員会殿」を「杉並区教育委員会あて」。それと、「平成」を削除ということです。

それでは、附則のほうにお戻りいただきたいと存じます。附則、この規則は平成12年4月1日から施行する。この規則による改正前の、杉並区立学校の管理運営に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは所要の修正を加え、なお使用することができる。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条の廃止、及び民法の一部が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。以上です。よろしく、ご審議をお願いします。

**委員長** ありがとうございます。ご質問等はございますか。

**丸田委員** ちょっと教えてもらいたいののですが、こういうのは、みんな判子はいらないのですか。いわゆる保護者の判子や、教育委員会の判子はいらないのですか。

**庶務課長** 印鑑につきましては、極力もう省略するということで。

**丸田委員** そうなんですか。先ほどの南伊豆健康学園だったかな、何かのときだけ判子と、

印と書いてあったから、モデルに。いろいろ申込みのときに、何が必要で、何がいらなのかわからない。

**学務課長** よろしいでしょうか。向こうのほうからの申込みではなくて、在籍校や園長の承認ということですので。

**丸田委員** はい、すみません。

**委員長** ちょっとこれから外れるかもしれませんが、「殿」が「様」になりますよね。

**庶務課長** はい。

**委員長** ついこの間もあった、教育委員会の表彰規定による表彰。あれは、みんな「殿」だったんですよね。

**庶務課長** 表彰状のほうは「殿」でした。

**委員長** 都からきて、指導室関係なのですが、永年勤続で、のほうは「様」になっていたんです。たぶん、「様」だったと思います。

**庶務課長** 「様」です。

**委員長** だから、ああいうのも何か。

**庶務課長** そうですね。

**委員長** ええ。ここで「殿」が「様」になるのだから、ああいうものも「殿」は「様」になっても、ちっともおかしくないだろうから、都のほうもそうだから、何か考えておいて。

**庶務課長** 来年は変更して。

**委員長** いえ、考えておいてみてください。

**庶務課長** 替えます。

**鬼丸委員** つまらないことなのですけど、この様式ですが、保護者としての住所、氏名ということで書くことになってはいますが、印鑑ということで思い出したのですが、私、関係ない事件で、お父さんとお母さんの意見が違って、両方で出し合ってしまったって、入園させたり、退園させたりしたということを、経験したことがあるんですよ。そういうことを考えると、この保護者というところに、1名記載欄ですよ。そういうのは、何か苦情がきたりというのとか、ないですかね。

**学務課長** 特に聞いてございません。

**鬼丸委員** 何か、そういうのを現実に、ある子どもの教育方針が違って、両方で「あっちがいい」とか「こっちがいい」と言って、やっているようなものになってしまうと、こういうのだと片方だけで出してしまうと、問題になることがあるのかなと。特に、一応親権者2名になっているわけですから、できれば、これから。両親が揃っているとはもちろん

限りませんけれども、その辺をどういう感じで、この様式を作られているのかな、という疑問をちょっと感じたんですけれども、その辺は考えられているのですか。

**学務課長** 基本的には保護者という形で、何と申しますか、父親と申しますか。基本的には。ただ、委員がおっしゃるとおり、いらっしゃらない方もいらっしゃるので、実際に保護者と申しますか、監護されている方ということで、窓口でお受けさせていただいています。

幼稚園だと、特に大きなそういったことはございませんけれど、小学校などではいろいろなケースがありまして、そういったときには事実上監護されている方ということで受けて、あとの方のことについては、そちらと話をよくしてくれ、というような形で対応しております。

実際に委員がご指摘のことは、学校などではときどき起きてきていますけれど。

**鬼丸委員** これは変な話ですけど、学校の先生などから聞いた話では、ここの名前がいまおっしゃったように父親ではなくて、母親の名前でくると、学校の先生のほうがすでに偏見を持つことがある、ということを知ったことがあるんですけれどね。2人欄を作ってしまうと、両方並んでいないと片親だな、というように考えられてしまうという苦情もあるし、片方だけだと父親が書くのが当たり前みたいに、今度は夫婦で同じように親権を持っているのに、というように言われることもあるし、非常に悩ましいと思うんですけれど、その辺をどのようにお考えで、方針を打ち立てられた上で、これを作られたのかどうかということをおっしゃってほしいと思います。

**学務課長** 基本的には、ご両親揃っておられる場合には意思疎通が行われて、どちらかの名前が出てきているというような形で、これまでずっと進めてきたんですね。今後は、そういったケースが非常に多くなってくれば、そういったことも1つの課題として検討せざるを得ないのかな、というように思いますけれど。

**鬼丸委員** よろしくお願ひします。

**委員長** 他にございますか。それでは、この件はご了解いただいたものとして、日程第6に入ります。議案第23号「杉並区体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

**庶務課長** ただいま上程になりました議案第23号「杉並区体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。今般、社会体育指導委員の職務について変更するなど、規定の整備が必要なために本議案を提出するものです。

それでは、議案を朗読いたします。議案第23号、杉並区体育指導委員に関する規則の

一部を改正する規則。右の議案を提出する。平成12年2月22日、提出者、杉並区教育委員会教育長、與川幸男。杉並区体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則。杉並区体育指導委員に関する規則（昭和37年杉並区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。改正内容につきましては新旧対照表でご説明申し上げます。上段が新規則、下段が旧規則です。

まず、第2条の職務の所ですが、体育指導委員の職務につきましては、これまで指導を中心的に考えたというか、とらえてきた部分がございます。それを現在の社会情勢等に合わせまして、むしろ指導という位置づけからスポーツの普及、振興のほうに主な職務を移すといったような意味合いから、今般の改正をいたすものでございます。

したがいまして、新規則のほうでご覧をいただきますように、第2条の第1項の所ですが、区民が自主的な地域スポーツ活動を生涯にわたり継続して行うことができるようとか。あるいは、第1号で、自主的な地域スポーツ活動を行う組織の育成。第2号で、地域スポーツに関わる指導者、協力者と連携し、区民の自主的な地域スポーツ活動の推進を図る。第3号の部分ではスポーツの相談窓口。第4号で、スポーツに関する行事又は事業に協力することというような形で、より区民のスポーツ活動の援助、支援に資するという意味合いを強めたものです。

第3条ですが、旧規則では「体育指導委員の定数は50名とする」という形になっていますが、今般の改正で「体育指導委員の定数は50名以内とする」という形に変更をさせていただいています。

旧規則の第4条第2項の関係ですが、こちらは新規則の第7条関係にすべて含めて（解嘱）という形で整理をさせていただいています。

新規則第7条です。教育委員会は体育指導委員が、次の各号のいずれかに該当する場合は委嘱を解くことができる。第1号、自己の都合により解嘱を申し出たとき。第2号、勤務実績が良くないとき。第3号、前各号に掲げるもののほか、教育委員会が委嘱を解くことを適当と認めるとき、ということでございます。

第8条ですが、旧規則では「必要な事項は教育長が定める」という形になっていましたが、「必要な事項は杉並区教育委員会教育長が定める」という形に訂正をしたものです。

附則に戻ります。この規則は平成12年4月1日から施行する。提案理由、体育指導委員の職務について変更する等、規定を整備する必要がある。以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

**委員長** ありがとうございました。何かご質問ご意見等がありますか。

**大門職務代理者** 初歩的なことを聞いて悪いのですが、この委員には任期があるのですね。

**社会体育課長** 2年でございます。

**大門職務代理者** それなのに解職の規定をわざわざ設けるとするのは、何か必要な事情があったのですか。

**社会体育課長** 今回新たに解職の規定を設けたその中に、勤務実績が良くないという項目が入っていますが、現在任命されている方で、ほとんど出て来ていらっしやらないという方もあります。そういう方につきましても報酬は支払わなくてはならないということがありますので、今回このような規定を設けたということです。

**鬼丸委員** 先ほどの丸田委員の続きなのですが、せっかく指導というのを変えて振興にして、しかもその中の条文はみんなスポーツになっているので、体育指導委員という名前を変えて、むしろスポーツ振興委員とか、そのほうが内容的にはふさわしいのかなという気がしました。

**社会体育課長** 今回、体育指導委員、指導という言葉ですが、スポーツ振興法を地方分権の一括法案の中で、若干の改正がありました。その中で国のほうもスポーツ振興の中で、体育指導委員という名称は改正になっても変わっていないということで、これに基づいて同じような名称を使っているということです。

**教育長** これは分権なのだから各自治体で変えることはできますよね。スポーツ振興法が変わって、任意規定になりましたから、各自治体に規定は委ねられているはずなので、どんな名称を使ってもいいのではないですか。

**社会教育部長** それはかまわないと思います。

**社会体育課長** それにつきまして、この名称は一応このままということで、略称というか、愛称をこれから考えていきたいという考えをもっています。

**教育長** 旧規定は比較的分かりやすいのです。スポーツの実技の指導を行うとか、区民のスポーツ活動の促進のため組織の育成を図るとか。スポーツの行事又は事業に関し協力すること。今度の規定は「地域スポーツ」という言葉が1項、2項で何カ所も出てくるのです。「地域スポーツ」というふうに括ってあるのですが、前の規定と比べますと、具体的な中身が分かりにくいかなと、そういうことはどんなご議論で、どんな審議をしてこうなったのでしょうか。

**社会体育課長** 先ほど庶務課長から説明があったと思いますが、従来は実技指導型というか、事業請負い型というか、行政の絡みと若干繋がりが強かったという面があります。

後の報告でも、今回の任命の報告を申し上げますが、今回からその辺の選考方法も変え

まして、これからのあり方というのは、スポーツというのは自主的、自発的なものであって、自ら工夫して自主的に展開できるような方向づけが必要なのではないかと。行政側がこれをやりなさい、あれをやりなさいという形で、実技を指導するという時代はもう終わった。東京オリンピックの絡みでこういう制度ができたということもあります。今回、スポーツ振興法も変わりました。これからは体育指導委員というのは、社会体育の推進者と申しますか、自主的なスポーツの地域活動に重点を置いていく、ということに変更をしていきたいという考えです。

具体的な役割としましては、地域スポーツの世話役ということをお願いをしていきたい。地域住民のスポーツニーズを把握するとか、区民の自主的なスポーツ活動を生涯にわたって継続できるようにサポートしていくとか、そのような方向に変えていきたいということで、こういう内容になったということです。

**教育長** 「地域スポーツ」という言葉の具体的なイメージが湧かないものですから、お伺いしました。

**大門職務代理者** 精神論はよく分かるのですが、具体的にこういうことを今度はしてもらいたいという、新しい事業を考えていらっしゃいますか。

**社会体育課長** 新しい20期の任期が4月から始まるわけですが、従来は体育館等で地域ごとに割り振りをして、学校なり体育館等で自主的な事業をやったりとかいう展開をしてきたわけですが。20期につきましては、具体的にどういう内容で事業をやっていくかということにつきまして、いま内部で細かい詰めをやっていきます。新しい委員さんには4月、5月、6月の2カ月ちょっとぐらいはその辺の考えをまとめる期間にして、具体的な事業は6月以降ということで、新しい方たちには4、5月は研修等を何回かやって、新たな事業をその中で皆さんで考えてもらっていくということで、いま細かい事業の内容を詰めているところです。

**丸田委員** 「地域スポーツ」という言葉なのですが、以前、企画庁がそういうものを日本の基準につくろうと、そのときに出てきた言葉が「コミュニティスポーツ」で、要するに日本語なのです。コミュニティスポーツというのはアメリカ辺りでは使わなくて「コミュニティレクリエーション」という言葉はあるのです。スポーツに特化したコミュニティレクリエーション、そういうニュアンスです。それをコミュニティスポーツという日本語を訳して「地域スポーツ」というふうにならばたぶん理解するのでしょうか。いまから25年ぐらい前に企画庁が基準は出してあります。

**社会教育課長** そういうような考えだと理解しています。

**委員長** ただ、具体的に地域スポーツというのは、教育長からもお話がありました、50人の委員が任命される、例えばここと言えば杉六の小学校を拠点とした指導委員が任命される。そうすると、杉六の学区域に住む人たちが自主的にピンポンのクラブチームを作って、杉六の体育館を借りてやると、そういうのを地域スポーツと提案者側では考えているということなのですか。

**社会体育課長** ちょっと違うのですが、従来は地域区民センターの地域ごとに、7つの地域を割り振って、その中で委員さんを割り振ってしまっていて、その中で体育館なり学校等で、いま委員長が言われたようなことをやっていたわけです。では何を具体的にやるかというのは、これからの検討課題になっていますが、具体的な考え方としては、区や教育委員会とか、また社会教育団体等の行う社会体育事業の企画とか、運営を考えていまして、それ等に協力をするということです。

地域におけるスポーツ、レクリエーション活動を実践する。これはいま言われたようなことも含まれると思います。あと区民のスポーツに関する相談等に応じるということです。あと、その辺のいろいろな区民の意見や要望等を、いろいろな事業とか、これからの社会体育の政策の中に反映させるとか、そのようなことをこれから具体的にはやっていきたい。その中身についてはいま細かく詰めていき、新しい委員さんと相談をしていくと、このように考えています。

**委員長** 要するに旧規定では、区民のスポーツの振興という文言があるのに対して、あえて「区民が自主的な地域スポーツ活動」ということを明文化したので、提案者側では、地域スポーツ活動というものに、何か杉並区独自の考え方でもあるのかなということで申し上げたわけです。区が考えていた7つのコミュニティ、そういうものを地域としてとらえていくことには変りないわけでしょう。

**社会体育課長** はい、そうです。

**委員長** そういう中で、その地域に盛り上がったスポーツ活動が、うまく回転するように援助するというのが、砕いた言葉になるということなのですか。

**社会体育課長** 砕けた言葉で言いますと、地域のスポーツのお世話役ということでとらえていただければよろしいかと思います。

**社会教育部長** 特定な地域を指すのではなくて、住民のニーズに応じる、地元において活動していただくという考え方の「地域」です。

**丸田委員** 地域のブロックをいくつに分けるのですか。

**社会教育部長** ブロックということではなくて、それぞれのお住まいのある地域の中で、

いろいろなスポーツ活動を主体的に今回やっていただくという発想です。いままでは能動的、受け身的であったものが。

**丸田委員** 将来的には、やはりマスタープランをもつべきだと思うのです。「地域スポーツ」という言葉を文学的な用語ではなくて、もう少し分かりやすくする。

**社会体育課長** 文部省辺りで最近よく言っているのは、「地域型総合スポーツクラブの構想」というのがあります。そのようなものを、全国的にモデル地域を設定してやっているようですが、その辺がこれからのいろいろな話の中での課題になっていくのではないかと、そのような感じもするのです。

**委員長** 要は指導委員は上から指導するという形から、後ろから押し上げるというふうに変更というのが指針のようです。この23号をお認めいただいたことにしまして、日程第7、議案24号「杉並区青年学級に関する規則を廃止する規則」を上程いたします。

**庶務課長** ただいま上程になりました議案第24号「杉並区青年学級の規則を廃止する規則」についてご説明申し上げます。地方分権一括法の制定に伴いまして、青年学級振興法が廃止となったために本規則を廃止するものです。議案を朗読いたします。

議案第24号、杉並区青年学級に関する規則を廃止する規則、右の議案を提出する。平成12年2月22日、提出者、杉並区教育委員会教育長、與川幸男。

杉並区青年学級に関する規則を廃止する規則。杉並区青年学級に関する規則（昭和29年杉並区教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附則、この規則は平成12年4月1日から施行する。

提案理由、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の制定に伴い、「青年学級振興法」が廃止となったので、廃止する。以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

**委員長** ご質問ご意見等がございましたお願いいたします。青年学級の運営については何ら支障はないわけですね。

**社会教育センター長** 青年学級という名称ではなくて、済美日曜教室という形で要綱で定めまして、任意設置という形で、いままでとほぼ同じような形でやっていきたいと思っております。

**委員長** よろしゅうございますか。それでは24号はお認めいただきました。今度は日程第8、議案第19号、「教育財産の用途廃止について」、施設課長、お願いします。

**施設課長** 議案第19号を説明いたします。この議案は余裕教室の有効活用のため、4月からスタートをする介護保険事業の施設として利用する方針で、改修整備を行ってまいりま

したが、このたび完成し、4月から開設、管理運営に当たって、財産を分離して所管変えを行うため、教育財産としての用途を廃止するものです。議案を朗読します。

議案第19号。教育財産の用途廃止について。右の議案を提出する。平成12年2月22日、提出者、杉並区教育委員会教育長、與川幸男。

教育財産の用途廃止について、左記教育財産を用途廃止する。

1 用途廃止する財産の表示、行政財産桃井第三小学校、行政財産八成小学校、行政財産大宮中学校。内容については記載のとおりですが、なお、参考資料について若干補足説明をいたします。

お手元に案内図等がついている図面がいつていると思います。最初は案内図、「桃三ふれあいの家」です。次頁、配置図がありますが、配置で斜線を引いた部分がデイサービスセンターの部分です。出入口を2カ所南側に設けています。次頁は平面図です。記載のような形で面積187.58㎡、約3.0教室分の面積です。機能訓練室、事務室、トイレ等を設置しています。

2番目として、「八成ふれあいの家」です。次頁、デイサービスセンターの配置で、斜線を引いた部分です。次頁が平面図で面積として213.25㎡です。教室に換算して3.0教室分です。

3番目、「大宮ふれあいの家」です。次頁、デイサービスセンターの配置部分です。次頁、平面図ですが、207.09㎡です。教室に換算しまして2.0教室分と、従前トイレがあった部分を改修しております。

なお、デイサービスセンターの管理運営ですが、公募により決定しました特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人に管理運営を委託して行うということになっています。なお、ライフライン系統、電気、水道ガス等は、基本的には独立して行うという形になっていません。

議案に戻ります。2として用途廃止年月日です。平成12年2月22日。3、用途廃止後の取り扱い。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条第3号及び杉並区教育財産管理規則第20条の規定により、総務部経理課長を経由して、高齢者福祉部高齢者事業課長に引き継ぐ。

提案理由、余裕教室を活用して、高齢者在宅サービスセンターを開設したため、当該事業の所管課に財産管理を引き継ぐ必要がある。以上です。よろしく申し上げます。

委員長 ご質問ご意見等がございますか。

教育長 食事をしたり、お茶を湧かしたりするのはどの辺の位置に、どういうことになり

ますか。機能訓練室と事務室と相談室しかない。

**施設課長** 簡単な厨房セットということで設置しておりますが、例えば案内図の3枚目、桃三ふれあいの家で見ますと、第一機能訓練室と第二機能訓練室の間、倉庫という所がありますが、その右側の所に厨房という形で整備しております。食事等を提供するわけですが、当初、それは外からという話でしたが、ここの厨房等を使って、かなり中で提供していくという話も聞いています。

**教育長** それはほかの施設の同様な考え方ですか。

**施設課長** 桃三小と、八成小は、施設内の厨房をかなり利用してやるというふうの方針が変わったと聞いています。大宮中についてはブース記念病院の病院食と連携して、それを入れていくということをやりたいと考えていると聞いています。

**教育長** 設備はついてますか。

**施設課長** 設備はついてます。大宮中だけは、シンクが2つあるところを1つであって、少し設備が少ない形になっています。

**教育長** 来年度予定している学校名がわかりますか。

**施設課長** 12年度に新たに整備する学校としまして、方南小と松溪中を整備する予定にしております。

**教育長** 規模的にはほぼ同じですか。

**施設課長** はい、2教室分から3教室分ほどを整備する予定にしております。

**委員長** これも施設課長の仕事の外の問題だと思うのですが、この3つ、それぞれ違って、事務室のある所は1つですか。桃三と八成ですか。大宮には事務室がないとか。

**施設課長** 事務コーナーというのがあります。

**大門職務代理者** この接続している所について、学校側から何か意見がありましたか。ドアを付けて通るほうがいいのか、ちゃんと閉めてくれとか。

**施設課長** 余裕教室を利用して学校に設置して期待する効果の中に、学校との交流ということがあります。従来、廊下等で繋がっていたということがあるのですが、そこにゾーン区分で、完全に一応遮断する形になってはいますが、ドアを設けて普段、両方から鍵を使えるようにという形もありますが、緊急の時には、その鍵を使わずに、簡単な、消防警報などで丸い、破って開けるといようなのがありますが、そういう簡単な形で開けられるようになっています。

**委員長** これも施設課長に質問をするのは失礼だと思うのですが、給食でわざわざこういう狭い部屋にまた厨房を作って、何だかんだというのは、素人の我々が考えると。学校で

も、ちゃんと子供たちに給食をやっているのではないですか。3つの学校ともみんな給食をやっていますよね、そういうものを何か。本当にそういうことを融通し合って。

桃五などはそういうことをやっているようですが、子供と一緒に食べたり、そしてお年寄りの方はそのことによって喜びを味わったり、触れ合いを感じたりということなのだからということを考えます。杉並の給食は前にも申し上げたとおり、都から表彰されたり、文部省の表彰を受けたりということで、質も高い学校給食が行われている学校が多い実情です。これ、学校が反対をしているとなればまた、教育委員会であれですが、もっと有機的に、それこそ縦割りではなくて、当世流行の総合学習で解決できそうな問題があるように思うのです。

**学務課長** 学校給食をこういった施設に、こういったように活用していくかにつきまして、11月ぐらいから検討を始めていまして、今後実現に向けて検討をしていくということです。その検討会の中にはデイサービスを所管しているほうからも出ていただいております。そういった形でこれから検討を進めてまいります。

**委員長** 一般区民の方は当然そう考えますよね。学校がやっていないのならいざしらず、学校がやっているのだからね。

**学務課長** いくつか課題がありまして、実際に導入する場合も、学校給食の場合は年間190日とか、180日ですので、そういったことも含めて、これから検討をしていくということになります。

**委員長** よろしゅうございますか。それでは19号はご承認いただいたものとして、日程第9、議案25号、「平成12年度杉並区教育委員会の教育目標」について、指導室長お願いします。

**指導室長** ただいま上程されました議案25号、平成12年度杉並区教育委員会の教育目標についてご説明いたします。

次頁、平成12年度の杉並区教育委員会の教育目標及び基本方針についてです。後ろのほうに都教委の教育目標の資料があります。1月27日の都教委の教育委員会決定の通知がありました。それも踏まえまして、杉並区教委としての12年度に向けた目標、基本方針について検討を行いました。この検討の中では、教育委員会はいままでどちらかというと、指導室が中心になってやっていたんですが、教育目標、基本方針ということで、教育委員会全体の部課長にもご意見を賜るということも含めまして、合計3回だったでしょうか、会議をもちまして検討をしたものです。

1枚目の2行目、アンダーラインが引いてある所は、新しく挿入した部分です。その中

で、特に都教委の目標の改定についてお話をしておきたいと思っています。都教委のほう  
は新しい知事が誕生したということもありまして、例えば「心の教育革命」という標語も  
出ていましたが、心の問題、道徳教育。

都教委の基本方針の3、(1)「生命を大切にし人権を尊重する心の育成、きまりを守  
り他を思いやるなどの社会性」というような新しい文言が入っています。また、基本方針  
2、(3)「学校週5日制の完全実施に向け」、この完全実施という表現を使っています。

3頁、基本方針4、「個性を活かす学校教育の充実」の中では、(2)「様々な分野で  
グローバル化が進む中」という表現。(3)都立高校がいま思考している「学校運営連絡  
協議会の設置」。(4)「人事考課制度」、こういう新しい試みに係わって、基本方針の  
中に挿入しているという状況があります。

杉並区でもこういう状況を踏まえまして、また、区独自の試みもあります。そういうこ  
とも含めて設定をしたわけです。先ほどの教育目標の所に入っていきますが、2行目の「緊  
密な連携」、3行目の「学ぶことのできる生涯学習社会の実現」、これは東京都の文言に  
合わせたということです。

基本方針の1、「人権尊重の教育の推進」。これは変更はありません。2、「生涯学習  
の振興」の中で、四角い囲みの1、2行の所です。「評価される」という所を「生かされ  
る」という表現に整備をしています。(1)のアンダーラインを引いた所、「各種講座の  
実施、指導者の養成」、あるいは「資料・情報の提供」等々については、文言の整備ある  
いは削除した所もあります。(2)は、新しく(2)として、「また」を削除して新しく  
項目を起こした所です。

「健全育成の推進」の所ですが、1行目「きまりを守り他と協力し合う態度」という文  
言を新しく挿入しています。(2)、「学校・週5日制の完全実施に向け」。これは「学  
校週5日制の趣旨を生かし」というのが現行です。それを「完全実施に向け」という表現  
に訂正をいたしました。

4番の「個性を生かす学校教育の充実」ですが、ここはだいぶ変えています。(1)の  
3行目、「インターネットなど情報通信機能の活用が図られるよう、その環境整備に努め  
る」。杉並区の小中学校にもインターネット導入が実際に行われていますので、有効に活  
用をしていく。その環境整備に努めようということです。

(2)「高度情報化、小子・高齢化、環境問題、国際理解」、これは都のほうに合わせ  
ました。

(3)「地域の教育力を学校教育に生かしながら」というところです。これも現行を一

部独立した項目です。

(6)「校長のリーダーシップを十分に発揮しながら」というのが現行ですが、「校長のリーダーシップのもとに教職員が一致協力し」と、新しく挿入したものです。そして「また」の所ですが、「開かれた学校づくりをすすめるため、学校評議員制度等の導入を目指す」、これを新しく挿入したわけです。

(8)「防災体制の強化を図る」という新しい文言に直しました。

5番、6番は改定しておりません。以上雑駁な説明ですが、教育目標、あるいは基本方針について説明をさせていただきました。

この提案理由ですが、杉並区教育委員会の教育目標を定める必要があるということです。以上です。

**委員長** ありがとうございました。何かございますか。変な話で申し訳ないのですが、教育委員会の教育目標というのは、いままでは指導室だけでやっていたわけですか。

**指導室長** 指導室だということではないのですが、主に指導室が中心になりまして、ほかの社会教育とか、いろいろ話は聴取したうえで、指導室がまとめているという状況がございました。

**委員長** 今年は大いぐ変わったわけですね。

**指導室長** はい、区の教育目標、基本方針ということですので、やはり、教育委員会を挙げて考えていかなければいけないだろうということで、そういう方向でいま進めております。

**委員長** 先ほど社会体育課長にお答えいただいたような問題も、6番などには巧みに入っているようですから、こういう所も学校で大いに体育関係の指導員の問題とか、いろいろ複合的に、教育委員会全体を挙げて検討し合うということは、非常に生きてくるのではないかと思います。今後やはりそういう形で。

**学校教育部長** 特に12年度は「教育を考える懇談会」を設置いたしますので、その中でいろいろ議論をしていただき、ご提言いただいたものについては、平成13年度以降の教育目標に、新たに考え方が盛り込まれてくると思っています。

**委員長** よろしいですか、日程第10、議案第20号「杉並区登録文化財および指定文化財の登録並びに指定について」、振興課長からお願いいたします。

**振興課長** 議案を朗読いたします。議案第20号、杉並区登録文化財及び指定文化財の登録ならびに指定について。右の議案を提出する。平成12年2月22日、提出者、杉並区教育委員会教育長、與川幸男。

1、登録文化財（2件）。種別、有形文化財・古文書。名称、正応4年銘釈迦種子板碑1基。所有者等及び所在地は記載のとおりです。次に有形民俗文化財・信仰。田端神社の木槌1括。宗教法人田端神社で、記載のとおりです。

2、指定文化財（2件）。史跡、下高井戸塚山遺跡、所有者等は杉並区と関東財務局が所有しています。所在地は塚山公園にあります。

有形文化財・考古資料。久我山5丁目2番出土、無頭石棒1点。これは所有者は教育委員会です。

別紙の調書はだいぶ膨大ですので、簡単に説明申し上げます。まず、登録文化財の横長の所ですが、これはいわゆる板碑です。緑泥片岩という秩父の青い石でできているもので、13番、登録理由に一括されて趣旨が書いてありますので、登録理由のみに限らせていただきます。「この板碑は、蓮座線彫り板碑としては区内最古、多摩郡最古であり、かつ浅倉（朝倉）氏の天沼来住の伝承にかかわるものとして、区の歴史、伝承の上からも貴重な文化財である」。

次頁に参考資料として、浅倉家が昭和16年に書いた由来です。それから杉並区の板碑の一覧がその他の所です。次頁に板碑の拓本がありますが、こういう内容の板碑です。次が先ほど申し上げた浅倉家の板碑関係の由来書です。これが正応4年の板碑です。

次頁が木槌です。田端神社の木槌ということで、これについても13番の登録理由、「治病に関する民間信仰を伴った木槌で、杉並区内に今日なお残存する庶民習俗を物語る資料として重要である」。これは槌を体に当てると病気が治るといような、ちょっと珍しい習俗であるといようなことで指定された次第です。

次頁に奉納者の名前等が記載されています。直近の時期ですと、あるいは該当者がおられるかもしれませんが、扱いにつきましてはあくまでも部内資料という扱いでご覧いただきたいと思います。

下高井戸塚山遺跡ですが、まず来歴となっておりまして、内容は塚山遺跡の来歴が詳しく書いてあります。地図でいきますと、真ん中辺り、北側に出張っている所から真下に、真南に下ろした線、それとあと東側の2/3ぐらいまでが関東財務局の所有で、その他は杉並区です。

遺跡の発掘状況の地図ですが、これが環状、丸い輪の状態が遺跡が発掘されたという特徴です。次頁も遺跡発掘の環状の集落の様子が記載されています。

次に出土した土器等があります。だいぶ頁が多いのですが、指定理由として「武蔵野台地東南部における縄文時代中期の屈指の環状集落である本遺跡は、東京都区部市街地に残

存するものとしては、希有の例である」ということで、非常に珍しいということ指定した次第です。

次に後ろから2頁目になりますが、久我山5丁目2番出土無頭石棒です。これは最後の頁にありますようにつるんとした棒です。これは祭祀関係の物です。指定理由、「本資料は杉並区内出土の石棒中では最大のものであり、出土から29年経た今日においても、これに類する大形石棒の出土を見ていない。縄文時代における石棒を用いた祭祀を考えていく上で、貴重な資料である」といったようなことです。

本文に戻ります。「提案理由、杉並区文化財保護条例第31条の規定により、文化財保護審議会の答申を得られたので、同条例第4条及び第14条の規定に基づき、杉並区登録文化財並びに指定文化財とするため提案する」。以下、答申案文、諮問答申案文と、関東財務局、その他所有者からの同意書が添付されております。以上です。

**委員長** ありがとうございます。これはよろしいですね。報告案件が5件ありますので、報告案件に移ります。「平成11年度杉並区立学校文化栄誉顕彰受賞者の決定について」。庶務課長お願いします。

**庶務課長** 平成11年度の文化栄誉顕彰の受賞者につきまして報告いたします。A4の資料をご覧くださいと存じます。今般の文化栄誉顕彰につきましては、1月28日に審査会を開催しまして、記載の1団体、7個人、計8組を11年度の対象者としたものです。

1番の前田孝介さんにつきましては絵画の関係です。2番の瀬戸詩織さんは東京スリム展の標語です。3番の木下和俊さんにつきましては俳句です。4番が東原中学校の放送部、これはNHK杯の全国中学校放送コンテストということです。こちらは昨年も受賞をしています。5番の鈴木沙良さんは、NHK杯の全国中学校放送コンテストのアナウンス部門での受賞ということです。6番の山田桃子さんはかんぼの作文コンクールです。7番の長坂花さんにつきましては、中学生人権作文コンテストです。8番の望月彩葉さんにつきましても、かんぼ作文コンクールということで、それぞれ受賞に値するというので、今般対象者とさせていただいたものです。なお、表彰式につきましては、3月3日午後3時より教育委員会室におきまして、挙行する予定になっています。賞品につきましては賞状と副賞（文具セット）ということで考えています。以上です。

**委員長** ありがとうございます。質問があればですが、よろしいですね。続いて第2番、「平成12年度学級編成暫定同意の協議について」、学務課長お願いします。

**学務課長** 平成12年度の暫定同意協議一覧についてご説明申し上げます。今年度はいわゆる義務標準法が改正されまして、従来の認可から同意協議ということになりました。昨年

で言いますと、これが仮認可申請ということになります。今後の手続ですが、暫定同意協議にいたしまして、4月7日ぐらいまでに都に4月1日現在の本協議をし、その後、7日現在の変更をするということで、学校が確定してくるという形になります。

今回の結果ですが、下のほうの真ん中に枠が作ってありますが、そこで全体的に説明をいたします。小学校ですが、計の欄の所、1万7,288名ということで、11年5月1日現在の人数に対して、490人の減ということで、97.2%、学級につきましては563学級ということで14学級の減、97.7%です。中学校ですが、7,277名ということで、311名の減、95.9%、学級数が217で9学級の減、96.0%ということで、いずれも減少しています。

小学校の杉四の所をご覧いただきたいのですが、6年生が2学級の予定の所が、結果的には1学級になったということで、現在の段階では初めてということになりますが、すべて1学年ということで6学級という学校が出てきたということです。大体、小学校、中学校を通じて、基本的には同数かまたは減という状況です。

中学校のほうですが、高円寺中学が従来の6学級から7学級に増え、高井戸中学校が14学級から15学級に増えているということ、そのようなところが特徴的なものです。以上です。

**委員長** 何かございますか。「暫定同意協議」という言葉が初めて使われたわけですね。

すると、区とか学校の気持などを、都のほうでもよく協議してくれて、何か軟らかくなった感じを受けるのです。例えばいま説明をした杉四の6年生の39とか、ちょっと見ただけでも、桃三の1年生の39とか、暫定協議でこれが40はすぐだからなんていう意味の暫定はないわけですね。厳しいことは厳しいと。

**学務課長** 基本的には名称が変わったということで、内容的には同じような形で4月1日現在のメリット校の扱いとか、基本的には変わっていません。

**委員長** こういう所の校長はいちばん辛いのですね。

**学務課長** まだ指定校変更も続いていますし、もう暫くしてみないと結果的には分かりませんが、例えば若杉小の所も、3年生の所がいま私の聞いている範囲では41ありまして7学級ということになっていますが、この辺なども2名ぐらい転校予定が出てきているということも聞いていますので、いずれにしてもこれから暫くは目が離せないという状況になるうかと思えます。

**委員長** いい相談相手になってあげてください。お願いします。3番目「教育委員会後援等名義使用承認について」、「平成11年度郷土博物館特別展について」。振興課長お願いします。

**振興課長** まず、後援共催ですが1件だけです。裏の指導室の全国中学校学年学級経営研究会ということで、これは学年学級の経営を全国的視野に立って、その成果を発表し合い、各学校における経営の向上を図るということで、全国的なことで東京大会が行われるという内容です。件数等は記載のとおりです。

引き続きまして、考古展のご案内ですが、ご招待状にありますように、もう既に先週の土曜日から4月16日まで、10年間、杉並区内で新しい遺跡から発掘されたいろいろな物等を展示していますので、ご高覧いただければ幸いです。以上です。

**委員長** 何かございますでしょうか。考古展というのはおおいに宣伝してなるべく。子供たちはただになったのですか。

**振興課長** 来年度、4月からということですが、4月からは無料ということですが、この前申し上げましたように特別展ですが、これは無料という考えでいます。

**委員長** 考古学ブームという言葉があるようですから。

**大門職務代理者** 南北バスは利用できないのですか。

**振興課長** 利用できません。

**委員長** よろしければ、「第20期杉並区体育指導委員内定者について」、社会体育課長お願いします。

**社会体育課長** 第20期これは、平成12、13年度の杉並区体育指導委員が内定いたしましたので報告申し上げます。裏面にありますように今回25名を内定しました。今回は応募者数が31名ありまして、第一次選考で6名落ちまして、第二次選考で面接を行いまして、25名を内定したところです。今回から選考を変更しました。主な変更点としましては、従来は体育協会とか、各出張所単位でございます青少年育成委員から1名、あと残りを一般公募ということで50名ということで選任していたわけですが、今回からは全員が公募制ということで変更させていただきました。

もう1点は、内規ですが、従来は定年制ということで60歳までとしていたものを外したということにして、今回、先ほどの規則改正によりまして50名以内ということにさせていただきましたが、実数は25名ということでスタートをしたいと思っております。これは先ほど言いましたような理由等がありまして、いままでの推薦された方々が決して活動がどうこうということではありませんが、中にはあまり参加されない方がおられたりとか、あと、体育協会等からの推薦の方については、その母体の連盟のほうでの役職者が多いということで、活動が十分にできなかった方がいたりとかいうことがありまして、今回このようにさせていただきました。ただ、各団体からの推薦につきましてもお願いをし、今回も内定者

の中にも数名の方が入っているという状況です。以上です。

**委員長** 地域スポーツ振興という指針には、大体沿うような状態ですか。あるいは高井戸西に住んでいても井草地区へこの方は行ってもらうとか、そういう形で案分するわけですか。

**社会体育課長** 今回の25名がどの辺にお住まいかというのは、この地域を見ていただければお分かりになると思いますが、若干地域的によって偏りがあるということは事実です。その辺につきましては、これからは全区的な体育指導委員という考え方でやっていきたいと思しますので、ちょっと離れた所に行っていただくことも、当然あるかと思えます。

**委員長** 公募はこれからも50名ぐらいになるまで続けるわけですね。

**社会体育課長** あとの残りをどうするかということですか。その辺につきましては、今回からこういう形で、25名という内定をさせていただきました。ほかの区でも、確か豊島区がやはり同じような方法で、定数を大幅に下回っているというような現況があります。ただ、頭数を揃えればよいということではなくて、今回、当然、全部の方に第一次選考で小論文とか、履歴書を出していただきまして、第二次で面接、私も実際に行いましたが意欲のある方ばかりですので、その辺はこれからこれによってスタートをして、またちょっと足りないというか、そういうことになった場合にはまた別途考えたいと、そのように考えています。

**委員長** 分かりました。長いことかかりましたが、今日の教育委員会は閉会にいたします。ご苦労さまでした。次回をお願いします。

**庶務課長** 次回ですが、定例会です。3月8日(水)です。こちらのほうは予算特別委員会があります関係で、時間を変更させていただきまして、朝の9時から定例会の開会ということをお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

**委員長** これで閉会にいたします。ご苦労さまでした。